

議 会 用 語 の 解 説

あ行	案件 （あんけん）…議会における案件とは、処理若しくは調査すべき事柄又は議題となる問題のことです。具体的には、議案など議決の対象となるもののほか、選挙、決定、報告、特定事務の調査などです。
	委員会 （いいんかい）…本会議に提出された議案などを専門的・能率的に審査するために、本会議の下審査機関として組織される議会内の機関のことです。委員会には、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会があります。
	委員会付託 （いいんかいふたく）…本会議に提出された議案などを所管の委員会に詳しい審査を委ねることです。
	委員長報告 （いいんちょうほうこく）…委員会に付託された議案などの審査が終了したとき、委員長が委員会での審査又は調査の経過と結果について、本会議で報告することです。
	意見書 （いけんしょ）…地方自治法第99条の規定に基づき、町の公益に関することについて、国会や国、県などの関係機関に対して提出する議会の意思をまとめた文書のことです。本会議での議決が必要です。
	一時不再議 （いちじふさいぎ）…同一会期中に一度議決された議案などについては、再び審議をしないという議事運営の原則のことです。
	一般質問 （いっぱんしつもん）…議員が本会議において町政全般にわたり、執行機関に対して事務の執行状況や将来に対する方針などについて見解を求めることです。本町議会では、3月、6月、9月、12月の各定例会において行われています。なお、1議員の一般質問は、答弁を含めて60分以内となっています。
	延会 （えんかい）…その日の議事日程に記載された議題の審議を全部終了することなく、翌日以降に延ばして会議を終了することです。
	応招 （おうしょう）…長の議会の招集の告示に応じ、議員が議場に参集することです。
か行	開会 （かいかい）…議会を開き、法的に活動できる状態にすることです。
	会期 （かいき）…議会が法的に活動できる期間のことです。本会議の初日に議決によって決定します。
	開議 （かいぎ）…その日の会議を開くことです。開議は議長が宣告します。
	会期延長 （かいきえんちょう）…定例会又は臨時会において付議された議案などの審議が長引き、あらかじめ定めた会期内に議了しないとき、その会期を議決により延長することです。

か行	会期不継続の原則（かいきふけいぞくのげんそく）…会期中に議決に至らなかった議案などは消滅して、次の会期には継続しないとする原則のことです。議決に至らなかった議案などを次の会期で成立させようとする場合には、改めて提案しなければなりません。
	会議録署名議員（かいぎろくしよめいぎいん）…会議録は会議の内容を全て記録した公文書です。会議録署名議員とは、この会議録に議長とともに署名する議員のことです。本町議会では開会日に議長が2人の議員を議席順に指名しています。
	会派（かいはい）…町政に関して同じような政策理念を持った議員で構成するグループのことです。
	可決（かけつ）…本会議や委員会において、提出された議案などについて、その内容を良として賛成し決めることです。なお、原案のとおり可決された場合は原案可決、原案を一部修正して可決した場合は修正可決といいます。
	仮議長（かりぎちょう）…議長、副議長ともに事故があるときに議長の職務を行う者のことです。
	議案（ぎあん）…議会の議決の対象となる町長が提出する案件のことです。具体的には、条例や予算、決算などです。
	議員全員協議会（ぎいんぜんいんきょうぎかい）…全議員が出席し、提出予定議案などや町政に関する重要案件、議会の運営に関する事項などについて、協議や調整をするために、議長招集により開かれる会議のことです。
	議員派遣（ぎいんはけん）…議会として、議案の審査又は町政に関する事務などの調査のため、議員を現地に派遣することです。議員を派遣する場合は、原則として議会の議決が必要となります。
	議会運営委員会（ぎかいうんえいいいんかい）…議会を円滑に運営するために、議会運営の全般について協議し、意見調整を図る場として設置される常設の委員会のことです。
	議会事務局（ぎかいじむきょく）…議会の事務に従事し、議長及び議員の職務を補助する組織として、議会に設置された事務担当組織のことです。
	議会図書室（ぎかいとしょしつ）…議会内に設置される議員の調査研究に資するための図書室のことです。地方自治法では議会内に附置しなければならないと規定されています。
	議決（ぎけつ）…表決の結果得られた議会の意思決定のことをいいます。表決は、

か行	個々の議員の案件に対する賛否の意思表示であり、これが集積して形成される議会の意思決定が議決です。議決は、出席議員の過半数によることを原則としています。議決には、その内容によって、可決（否決）、承認（不承認）、同意（不同意）、認定（不認定）、採択（不採択）などと呼称されます。通常は、多数決で決定します。
	議事（ぎじ）…議決とこれに至る審議の過程の全てのことです。
	議事機関（ぎじきかん）…憲法第93条第1項において、地方公共団体には、議事機関として議会を設置すると定められています。すなわち議事機関とは議会のことです。議会は、地方公共団体の運営に必要な条例や予算など、基本的な事項について審議し、決定する機関であることから、議決機関とも呼ばれています。
	議事日程（ぎじにってい）…議長が議事整理権に基づき、その日の会議で審議する議案などやその順序を記載した日程表のことです。
	議場（ぎじょう）…本会議の開かれる会議場のことをいい、議席、議長席、演壇、議会事務局長席、事務局職員席、執行部席などからなっています。議場は議会活動の中心となる神聖な会議の場所であり、会議開催中は、傍聴席を除いて関係者以外の者の入場は許されません。本町議会の議場は、役場庁舎3階にあります。
	議席（ぎせき）…議員が、議場で会議を行う場合に着かなければならない席のことです。本町議会では、当選回数、勤続年数、年齢の順に、議長席から見て左前方から順に指定します。
	議長（ぎちょう）…議員のうち、議会の選挙により選ばれて、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理する権限を持ち、議会を代表する地位にある者のことです。
	議長交際費（ぎちょうこうさいひ）…議長が議会の対外的な活動をするために要する経費のことです。本町議会では、使途基準が定められており、その使用実績はホームページで公開しています。
	議了（ぎりょう）…会議に付された事件の全ての審議を終了することです。
	継続審査（けいぞくしんさ）…会議に付された議案や請願など、会期中に結論が出なかった場合は廃案となりますが、付託を受けた委員会の申出により本会議で議決を得た場合に限り、当該議案や請願など閉会中も継続して審査・調査ができるようにすることです。
	決議（けつぎ）…議会の意思を対外的に表明する場合に行われる議決のことです。

さ行	再議 （さいぎ）…一時不再議の例外として、議会の議決に対して異議がある場合、地方自治法の規定に基づき、町長が議会に対して審議と議決のやり直しを求める制度のことです。
	採決 （さいけつ）議長が本会議で出席議員に対して賛否の意思表示を求める行為のことです。議員の側から見た場合は、表決といいます。
	裁決権 （さいけっけん）…本会議の議事の多くは過半数議決により決しますが、その場合、議長は議決に加わることができません。しかしながら、可否同数の場合は、地方自治法の定めにより議長が可否を決することとなりますが、その議長が行使する権限のことです。なお、委員会での採決においては、委員長に裁決権があります。
	採択 （さいたく）…請願、陳情に対して、議会がその内容について願意が妥当であると賛同することです。
	散会 （さんかい）…その日の議事日程に記載された事件の全てを議了して、その日の会議を閉じることです。
	事件 （じけん）…議会における事件とは、議案その他の案件のことです。地方自治法上では、「案件」の用語ではなく、「事件」を用いています。
	質疑 （しつぎ）…議員が議題となっている議案などに対して、討論、表決の判断が可能となるように、疑義や不明確な点を提出者から説明や意見を求め、質すことです。
	執行機関 （しっこうきかん）…町長、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、監査委員など、行政の仕事を行う機関のことです。
	指名推選 （しめいすいせん）…法律又は政令により、地方議会で行う議長や副議長などの選挙について、投票によらないで、あらかじめ指名者を定めてその者の指名する者を当選者とする方法のことです。指名推選とすることに1人でも異議を唱えるものがあるときは、選挙の方法は投票となります。
	諮問 （しもん）…意見を求めることです。法令用語としては、意思決定を行う権限を有する者が、その意思決定を行なうに当たり、他の機関に対して、法令上定められた事項について意見を聞くことです。議会では、議長が議会運営等に関することに対して、議会運営委員会に諮問し、その審査、協議結果は答申という形で議長に出されます。
	趣旨採択 （しゅしさいたく）…請願や陳情に対して、願意をそのまま認めることは困難であるが、趣旨が妥当と認められるものに対する決定の方法のことです。

さ行	上程 （じょうてい）…議事日程に組み入れて、本会議の議題として審議の対象とすることです。
	常任委員会 （じょうにんいいかい）…本会議における審議の予備的審査機関として、町の事務を部門ごとに分けて、その分けられた事務の内容や議会から審査を任された議案や請願などの審査や調査を行うために常設されている委員会のことです。本町議会では、総務財政常任委員会、教育民生常任委員会、産業建設常任委員会の3つの常任委員会を設けています。
	除斥 （じょせき）…議会における審議の公正を期するために、審議事件と一定の利害関係を有する議員は審議に参加することができないとする制度のことです。
	審議 （しんぎ）…本会議において、議案などの事件について、説明を聞き、質疑、討論をし、表決するといった一連の過程のことです。
	審査 （しんさ）…委員会において、付託を受けた議案などの事件について、質疑、討論をし、表決するといった一連の過程のことです。
	請願 （せいがん）…国民をはじめ、広く人々が国や地方自治体の行政事務に関する事項について、議会に対し文書で希望を述べることをいいます。なお、請願には必ずその請願内容の趣旨に賛同する紹介議員の署名が必要です。
	専決処分 （せんけつしよぶん）…議会が議決すべき事項について、長が議会に代わって意思決定することです。専決処分は、時間的に議会の招集を待てない緊急な場合などにできることとなっていますが、専決処分の後は、議会に報告し承認を求める必要があります。また、軽易な案件であらかじめ議会の議決によって特に指定したものは、議会の委任による専決処分として処分することができますが、その後は議会への報告が必要となります。
た行	陳情 （ちんじょう）…請願と同様に、国や地方公共団体等に対し、意見や要望を申し述べることです。ただし、陳情は議会へ提出する際、請願と違い紹介議員は必要ありません。
	定足数 （ていそくすう）…議会において、有効に会議を開き審議を進め意思決定をするために必要とされる出席者の数のことです。地方自治法では、本会議は、議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ会議を開くことができません。これを「定足数の原則」といいます。
	定例会 （ていれいかい）…付議事件の有無にかかわらず、定期的に招集される議会のことです。本町議会では、条例で年4回と定め、規則によりその開催時期を3月、6月、9月、12月と定めています。

た行	動議 （どうぎ）…主に本会議や委員会の進行や手続に関して、議員から議会に対して、又は委員から委員会に対してなされる提議のことをいい、本会議や委員会の議決を経るべきもののことです。
	討論 （とうろん）…議題となっている案件について表決の前に議員が賛成か反対かの自分の意思を表明することをいいます。討論の目的は、単に自分の賛否の意見を明らかにするだけでなく、まだ賛否を決定していない議員に対して自分の意見に賛同させるとともに、意見の異なる議員を自分の意見に同調させることにあります。
	特別委員会 （とくべついいんかい）…常任委員会及び特別委員会のほかに、特定の事項を審査・調査するために、必要がある場合に、議会の議決を経て設置される委員会のことです。
は行	発議案 （はつぎあん）…議会の会議において、議員又は委員会が提出する議案のことです。
	附帯決議 （ふたいけつぎ）…議会又は委員会における議案などの議決に当たって、その議案などについて意見や要望を示した決議のことです。法律的な効果はなく、政治的に尊重されるべきものとされています。
	閉会 （へいかい）…定例会、臨時会を閉じ、法的に活動能力のない状態にすることです。
	本会議 （ほんかいぎ）…定例会や臨時会において、全議員で構成する会議のことです。本会議の議事は議長が主宰し、地方自治法や会議規則などで定められた詳細な手続やルールによって運営されます。また、会議公開の原則に基づいて、原則として自由に傍聴することができます。
ら行	臨時会 （りんじかい）…定例会のほか、臨時の必要がある場合、特定の事件に限って審議するために招集される議会のことです。
	臨時議長 （りんじぎちょう）…議長の職務を行う者がいない場合、議長、副議長、仮議長の選挙において、臨時に議長の職務を行う年長の議員のことです。一般的には、一般選挙後の初議会や、議長、副議長がともに欠け、後任を選挙するときなどに職務を行います。